

保幼発第535号
令和3年(2021年)9月10日

事業主様

熊本市長 大西 一史
(保育幼稚園課扱い)
(公 印 省 略)

家庭での保育のための従業員の休暇の取得について (依頼)

日頃から本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。
保育所等の対応については、国の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、市内の保育所等は原則開所としております。

さて、本市での新規感染者数は減少傾向にありますが、若年層の感染は多い状況が継続しており、医療提供体制への負荷が続いておりますことや、令和3年(2021年)9月9日付で政府による「まん延防止等重点措置」が更に延長されたことから、感染を増加に転じさせないよう対策の強化を一定期間継続させる必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、保育所等への登園自粛要請期間を9月30日まで延長することといたしました。

この取り組みを推進させるためには、事業主の皆様のご協力が欠かせません。

感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、テレワークの活用の促進及び従業員の方から、家庭での保育のため休暇取得の申請があった場合の特段の配慮について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省は、小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者の皆様に支援するため、令和2年度に実施していた「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を再開し、令和3年(2021年)8月1日以降12月31日までに有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主を支援する予定と公表されております。



厚生労働省ホームページ

問い合わせ先
熊本市健康福祉局 保育幼稚園課
電話：096-328-2568